平成２８年（ワ）第８９３号　損害賠償請求事件
原告　三宅俊司
被告　沖縄県

第　１　準　備　書　面

平成２９年２月９日

那覇地方裁判所　民事部　御　中

被告訴訟代理人弁護士　宮　城　和　博
被告指定代理人　江　田　一　也
同　上　喜　納　啓　信

上記当事者間の平成２８年（ワ）第８９３号損害賠償請求事件について、原告の訴状の請求の原因に対する認否・反論は、以下のとおりである。

第１　同「請求の原因」について

１　同「第１　当事者」について。

(1)　同１について。

同１行目「本件違法拘束」との点は、否認ないし争い、その余は不知。

(2)　同２について。

同１行目「本件違法行為」との点は、否認ないし争い、その余は特に争わない。

(3)　平成２８年１１月３日に、沖縄県警察の指揮下にある警視庁警察官が実施した検問及びその後に留め置いた措置（以下「本件措置」という。）は、乙第１号証「平成２８年１１月３日に実施した本件警備措置に関する報告書」のとおり、平成２８年７月１１日以降、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動が繰り返されている状況等を踏まえ、同日早朝から抗議参加者により工事車両が出発する国頭村在の採石場のほか、国道５８号や沖縄県道７０号線の道路上など米軍北部訓練場ヘリパッド移設工事に係る工事車両が通行する様々な場所で、同工事車両の通行を妨害するため、低速走行、二重駐車、車両前への飛び出し、県道上での集会・座り込み等の危険かつ違法な抗議活動が行われていた状況等から、抗議参加者と認識した原告車両をそのまま通過させた場合には、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがあると判断し、警察法第２条第１項に規定する「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置であり、「違法拘束」又は「違法行為」との主張は当たらない。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

２　同「第２　本件行為を行った警視庁警察官の職務権限」について。

(1)　同１について。

①　同５行目「と称して、」との点は、否認ないし争い、その余は特に争わない。

②　沖縄県公安委員会が、東京都公安委員会等６都府県に行った援助の要

求は、沖縄県内における米軍基地移設工事等に伴い生ずる各種警備事案への対応のためである。

(2) 同２について。

① 同１行目「本件違法行為」との点は、否認ないし争い、その余は特に争わない。

② 本件措置は、米軍北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置であり、「違法行為」との主張は当たらない。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

3 同「第３ 不法行為」について。

(1) 同１行目「第３ 不法行為」との点について。

① 否認ないし争う。

② 本件措置は、米軍北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置であり、「不法行為」との主張は当たらない。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

(2) 同１について。

① 同１行目「１ 原告は、」から２行目「警視庁警察官」までについて特に争わない。

② 同２行目「によって、２０１６（平成２８）年」から３行目「２時間以上に渡って、」までについて。

ア 特に争わない。

イ なお、被告沖縄県としては、原告の留め置きは、平成２８年１１月３日午前１１時４０分頃から同日午後１時５０分頃までと認識している。

③ 同３行目「違法に」から同４行目「奪われたものである。」までについて。

ア 否認ないし争う。

イ 本件措置は、東村高江在の高江橋南側約５０ｍ地点で検問中の警視庁警察官が、米軍北部訓練場メインゲート方向（以下「メインゲート」という。）から北上してきた原告の車両に対して任意に停止を求め、それに応じた原告に対して「この先に行かれるご用件をうかがってもよろしいですか。」と米軍北部訓練場Ｎ１地区出入口（以下「Ｎ１入口」という。）に向かう理由等を尋ねても、原告は「車両を停める根拠は何ですか。行き先や理由を聞く根拠は何ですか。」等と反抗的な態度で一向に回答せず、抗議参加者がよく行う警察官にカメラを向け録画する動作をしていたことから、原告を抗議参加者だと認識した。

そのため、同日早朝から北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動の状況等を踏まえ、原告車両をそのまま進行させた場合には、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがあると判断し、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、同所に留め置く措置を講じたものであり、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置である。

ウ なお、午後零時１５分頃、原告に対し警視庁警察官は、事前に沖縄県警察による、車両ではなく徒歩ならば悪質な妨害行為までには至らず、仮に妨害行為に及んでも周辺に配置されている警察官で対応は可

能であるとの判断の下、抗議参加者が乗車する車両と判明した場合には、同人を車両から降車させ徒歩にてＮ１入口に向かわせるか、又は車両をＵターンさせ迂回させる措置をとるよう指示されていたことから、「歩いて向こうに行く意思はありますか。」と申し向けたが、原告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうがそんな馬鹿なことはしません。停止には従います。」と述べ、そのまま留め置きに応じている。

なお、同警察官は、原告を抗議参加者と認めた段階で、上記事項を申し向けようとしたが、原告が同警察官の言葉に耳を傾けようとしなかったため、この時点に行うこととなった。

エ　その後も、午後零時５５分頃と午後１時３５分頃にも、同警察官は、原告に「Ｕターンするか歩いて行くことはできないか」旨申し向けたが、原告は「車両で向こうにいく」旨述べ、そのまま留め置きに応じている。

オ　以上のとおり、原告は、当該警察官から、Ｎ１入口に向かうならば徒歩による移動を、車両による移動ならばＵターンできる旨等を申し向けられているが、原告はいずれの時点においても、警察官に身分やその理由等を明らかにすることなく、自らの意思で、そのままの状態を維持しているのであり、原告の「違法に車両内に拘束され身体活動の自由を奪われた」との主張は当たらない。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし④ご参照）

(3)　同２について。

①　同１行目「２　身体拘束の経過は次の通りである。」について。

ア　否認ないし争う。

イ　前述の同(2)の③のとおり、本件措置は、米軍北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・

適切な措置であり、違法な「身体拘束」との主張は当たらない。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし④ご参照）

(4)　同①について。

①　同１行目「①　原告は、」から６行目「一旦停止した。」までについて。

ア　同６行目「停止を命ぜられ、」との点は、否認ないし争い、その余は特に争わない。

イ　同所で検問した愛知県警警察官は、沖縄県道７０号線を北上してきた原告車両に対して任意に停止を求め、これに応じて原告が停止したものである。（乙１「報告書」２２頁第４の３の(1)ご参照）

②　同７行目「停止前には、」から９行目「命じた。」までについて。

ア　同７行目「強制的に停止させられた」との点について。

(ア)　否認ないし争う。

(イ)　同所で検問した愛知県警警察官は、沖縄県道７０号線を北上してきた車両に対して任意に停止を求め、これに応じて各車両の運転手が停止したものである。（乙１「報告書」２２頁第４の３の(1)ご参照）

イ　同８行目「直ちに進行することを命じた。」との点について。

(ア)　否認ないし争う。

(イ)　原告車両を停止後、同警察官が任意で自動車運転免許証の提示を求め、これに原告は応じており、同警察官が自動車運転免許証を確認して不審点もなかったため、同所を通過させたものであって、「直ちに進行することを命じた。」ものではない。（乙１「報告書」２２頁第４の３の(1)ご参照）

ウ　その余は特に争わない。

③　同１０行目「これに対して、」から１２行目「そのまま進行した。」までについて。

特に争わない。

(5)　同②について

① 同１行目「② ところが、」から４行目「警察官が立って、」までについて。

特に争わない。

② 同４行目「原告の車両を停止させた。」との点について。

ア 否認ないし争う。

イ 同所で検問した警視庁警察官は、沖縄県道７０号線をメインゲート方向から北上してきた車両に対して任意に停止を求めており、これに原告が応じたものである。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ご参照）

(6) 同③について。

① 同１行目「③ 同日午前１１時４３分、」から同３頁３行目「回答もなく、」までについて。

特に争わない。

② 同３行目「停止するよう命じた。」について。

ア 特に争わない。

イ 警視庁警察官らは、沖縄県道７０号線を北上してきた原告車両を認めたことから停止を求め、原告車両はこれに応じて停車しているが、同車両を停止させた直後から原告が、

(ｱ) 抗議参加者らがよく行っている警察官にカメラを向けて録画する動作をしていること

(ｲ) 同警察官が原告に対し、「この先に行かれるご用件をうかがってもよろしいですか。」と北上してＮ１入口方向に進行する理由を質問しても、「車両を停める根拠は何ですか。行き先や理由を聞く根拠は何ですか。」等と反抗的な態度を示すだけで、身分やその理由等を明らかにしなかったこと

から同警察官は、原告は抗議参加者であると認識し、同日早朝から北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動の状況等をも踏まえ、原告車両をそのまま通過させた場合には、工事車両等

に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがあると判断し、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき、同所に留め置く措置を講じることとしたものであり、適法・適切な措置である。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし④ご参照）

③　同５行目「いつまで停止させるのか、」から７行目「警察官が立ち、」までについて。

特に争わない。

④　同７行目「走行を妨害し、原告を車内に拘束する状態が続いた。」について。

ア　否認ないし争う。

イ　本件措置は、米軍北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置である。

ウ　また、午後零時１５分頃、原告に対し警視庁警察官は「歩いて向こうに行く意思はありますか。」と申し向けたが、原告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうがそんな馬鹿なことはしません。停止には従います。」と述べ、そのまま留め置きに応じている。

エ　その後、午後零時５５分頃と午後１時３５分頃にも、同警察官は、原告に「Ｕターンするか歩いて行くことはできないか」旨申し向けたが、原告は「車両で向こうにいく」旨述べ、そのまま留め置きに応じている。

オ　以上のとおり、原告は、当該警察官から、Ｎ１入口に向かうならば徒歩による移動を、車両による移動ならばＵターンできる旨等を申し向けられているが、原告は、いずれの時点においても、警察官に身分

やその理由等を明らかにすることなく、自らの意思で、そのままの状態を維持しているのであり、原告の当該主張は当たらない。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし④ご参照）

⑤　同９行目「警察車両は、」から１０行目「付けていた。」までについて。特に争わない。

(7)　同④について。

①　同１行目「④　１２時０３分、」から３行目「進行させた。」までについて。

ア　不知。

イ　本件検問において、停止を求めた全ての車両の詳細等については把握していない。

②　同４行目「これに対して、」から７行目「なかった。」までについて。特に争わない。

(8)　同⑤について。

①　不知。

②　本件検問において、停止を求めた全ての車両の詳細等については把握していない。

(9)　同⑥について。

①　特に争わない。

②　なお、本件措置における警察官による抗議行動の状況等の撮影については、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に基づく適法・適切な措置である。

ア　最高裁判所判例（昭和44年12月24日、最高裁判所刑事判例集23巻12号1625頁）は、「警察官による個人の容貌等の写真撮影は、現に犯罪が行われもしくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性および緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、憲法１３条・３５条に違

反しない。」としている。（乙１６の１ご参照）

イ　また、東京高等裁判所裁判例（昭和63年４月１日、東京高等裁判所（刑事）判決時報39巻１～４号８頁）は、「最高裁判例（上記ア）は、その具体的事案に即して警察官の写真撮影が許容されるための要件を判示したものにすぎず、この要件を具備しないかぎり、いかなる場合においても、犯罪捜査のための写真撮影が許容されないとする趣旨まで包含するものではないと解するのが相当であって、当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があり、かつ、その撮影、録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われるときには、現に犯罪が行われる時点以前から犯罪の発生が予測される場所を継続的、自動的に撮影、録画することも許されると解すべきである。」としている。（乙１６の２ご参照）

ウ　本件においては、これまで米軍北部訓練場周辺では、県道７０号線上で低速走行等をしていた抗議参加者車両に警察官が停止を求めた際、急発進して警察官を引きずり転倒させる公務執行妨害事件（乙１「報告書」６頁第２の２の(1)、乙５の１ご参照）や、一旦停止したが急発進させて警察官を驚愕させ後方に退避させた公務執行妨害事件（乙１「報告書」７頁第２の２の(3)、乙５の３ご参照）等が発生していたところ、原告に対応していた警察官らは、同日早朝から北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動と、原告の挑発的な態度や発言等を踏まえ、原告が当該車両を急発進させるなど公務執行妨害等に至るおそれがあるとして、証拠保全の必要性及び緊急性から、原告車両を留め置いた本件措置の状況を車外からビデオカメラで撮影している。

よって、本件措置については、犯罪の発生等が予測される中、車両内の原告自身を撮影したのではなく、原告車両全体の状況を撮影したものであり、そのプライバシーを著しく侵害するものとはいえず、撮

影する必要性及び緊急性があり、また、その正当性及び相当性が認められる警察法第２条第１項に規定する警察の責務に基づく適法・適切な措置である。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし⑥ご参照）

(10)　同⑦について。

特に争わない。

(11)　同⑧について。

①　不知。

②　本件検問において、停止を求めた全ての車両の詳細等については把握していない。

(12)　同⑨について。

①　不知。

②　本件検問において、停止を求めた全ての車両の詳細等については把握していない。

(13)　同⑩について。

①　特に争わない。

②　なお、被告沖縄県としては、午後１時３５分頃と認識している。

③　また、同警察官は、原告から「あとどれくらいになるか責任者に聞いてもらっていいですか。」と尋ねられ、再度「もう一度確認しますが、歩いて行くとかUターンすることはできますが、あくまでも車両で向こうに行くことで間違いないですか。」と確認しており、原告は「はい。お願いします。」と述べ、警察官に身分やその理由等を明らかにすることなく、そのまま留め置きに応じている。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし④ご参照）

(14)　同⑪について。

特に争わない。

(15)　同⑫について。

①　同１行目「拘束を解除、」との点は、否認ないし争い、その余は特に争

わない。

② 警視庁警察官らは、沖縄県道７０号線を北上してきた原告車両を認めたことから停止を求め、原告車両はこれに応じて停車しているが、同車両を停止させた直後から原告が、

(ｱ) 抗議参加者らがよく行っている警察官にカメラを向けて録画する動作をしていること

(ｲ) 同警察官が原告に対し、「この先に行かれるご用件をうかがってもよろしいですか。」と北上してＮ１入口方向に進行する理由を質問しても、「車両を停める根拠は何ですか。行き先や理由を聞く根拠は何ですか。」等と反抗的な態度を示すだけで、身分やその理由を明らかにしなかったこと

から同警察官は、原告は抗議参加者であると認識し、同日早朝から北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動の状況等を踏まえ、通過させた場合には、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがあると判断し、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき、同所に留め置く措置を講じることとしたものであり、適法・適切な措置である。

③ なお、被告沖縄県としては、原告の留め置きは、平成２８年１１月３日午前１１時４０分頃から同日午後１時５０分頃までと認識している。

（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし④ご参照）

(16) 同３について。

① 同１行目「３　この２時間余りの間で、」から同４頁１行目「状態であり、」までについて。

ア 不知。

イ 本件検問において、停止を求めた全ての車両の詳細等については把握していない。

② 同４頁１行目「原告車両の」から３行目「事情もなかった。」までにつ

いて。

ア　否認ないし争う。

イ　平成２８年７月１１日以降、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動が繰り返されている状況等の中、平成２８年１１月３日については、同日早朝から抗議参加者が、工事車両が出発する国頭村在の採石場のほか、国道５８号や沖縄県道７０号線の道路上など工事車両が通行する様々な場所で通行妨害行為を繰り返し行っていたほか、Ｎ１入口前で集会を行い、沖縄県道７０号線の円滑な交通やＮ１入口からの工事車両の入域に支障が生じていた。

ウ　そのため、当該警察官は、原告車両をそのまま進行させた場合、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがあると判断し、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、同所に留め置いたものであり、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置であり、原告の「原告車両の運行によって、車両通行の妨害や、支障を来たすような自体が予測されるとの事情はなかった。」との主張は当たらない。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

(17)　同４について。

①　不知。

②　沖縄県警察では、弁護士及び報道関係者については、工事車両への妨害行為等の危険かつ違法な抗議行動に至る可能性が低いとして、抗議参加者の車両を通過させない場合であっても、身分証等で弁護士及び報道関係者であることを確認した上で通過させているところ、原告は、再三、警察官と応対しているにもかかわらず、弁護士と名乗ることはなく、ま

た、弁護士バッチや身分証明書等を提示することもなかったため、当該警察官が原告を弁護士と確認できなかったことが、本件措置の一因となったものである。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし⑥ご参照）

(18)　同５について。

①　同１行目「原告は、」から２行目「事情もなく、」までについて。

不知。

②　同２行目「警察官職務執行法による、」から４行目「受けていない。」までについて。

ア　否認ないし争う。

イ　本件措置は、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、沖縄県道７０号線を北上してきた原告車両に対して任意に停止を求め、これに応じて原告が停止したものであり、警察官職務執行法の要件を必要とするものではない。

ウ　なお、当該警察官が、原告にＮ１入口に向かう理由等を尋ねた際、

(ｱ)　反抗的な態度で一向に、身分やその理由等を明らかにすることなく、当該警察官の言葉に耳を傾けようとしないこと

(ｲ)　抗議参加者がよく行う警察官にカメラを向け録画する動作等をしていたことから、原告を抗議参加者だと認識したこと

(ｳ)　平成２８年７月１１日以降、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動が繰り返されている状況等の中、同日早朝から抗議参加者により工事車両が出発する国頭村在の採石場のほか、国道５８号や沖縄県道７０号線の道路上など米軍北部訓練場へリパッド移設工事に係る工事車両が通行する様々な場所で、同工事車両の通行を妨害するため、低速走行、二重駐車、車両前への飛び出し、県道上での集会・座り込み等の危険かつ違法な抗議活動が繰り返し行われていたこと

などの状況等を踏まえ、原告車両をそのまま進行させた場合には、工

事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがあると判断したところであり、これは警察官職務執行法第５条にある「犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき」に当たる。

エ　本件措置は、米軍北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置である。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

(19)　同６について。

①　同１行目「原告は、」から４行目「させられたものである。」までのついて。

ア　否認ないし争う。

イ　本件措置は、平成２８年７月１１日以降、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動が繰り返されている状況等の中、同日早朝からの北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置である。

ウ　また、午後零時１５分頃、原告に対し警視庁警察官は、「歩いて向こうに行く意思はありますか。」と申し向けたが、原告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうがそんな馬鹿なことは

しません。停止には従います。」と述べ、そのまま留め置きに応じている。

エ　その後、午後零時５５分頃と午後１時３５分頃にも、同警察官は、原告に「Ｕターンするか歩いて行くことはできないか」旨申し向けたが、原告は「車両で向こうにいく」旨述べ、そのまま留め置きに応じている。

オ　以上のとおり、原告は、当該警察官から、Ｎ１入口に向かうならば徒歩による移動を、車両による移動ならばUターンできる旨等を申し向けられているが、原告はいずれの時点においても、警察官に身分やその理由等を明らかにすることなく、自らの意思で、そのままの状態を維持しているのであり、原告の「車内に閉じ込められて身体を拘束されるという不法行為により、精神的な苦痛を受ける」や「弁護活動を行うことを不可能にさせられた」との主張は当たらない。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

②　同５行目「また、」から７行目「言わざるを得ない。」までのついて。

ア　否認ないし争う。

イ　本件措置における警察官による抗議行動の状況等の撮影については、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に基づく適法・適切な措置である。

(ｱ)　最高裁判所判例（昭和44年12月24日、最高裁判所刑事判例集23巻12号1625頁）は、「警察官による個人の容貌等の写真撮影は、現に犯罪が行われもしくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性および緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、憲法１３条・

３５条に違反しない。」としている。（乙１６の１ご参照）

(ｲ) また、東京高等裁判所裁判例（昭和63年４月１日、東京高等裁判所(刑事)判決時報39巻１～４号８頁）は、「最高裁判例（上記(ｱ)）は、その具体的事案に即して警察官の写真撮影が許容されるための要件を判示したものにすぎず、この要件を具備しないかぎり、いかなる場合においても、犯罪捜査のための写真撮影が許容されないとする趣旨まで包含するものではないと解するのが相当であって、当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があり、かつ、その撮影、録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われるときには、現に犯罪が行われる時点以前から犯罪の発生が予測される場所を継続的、自動的に撮影、録画することも許されると解すべきである。」としている。（乙１６の２ご参照）

(ｳ) 本件においては、平成２８年７月１１日以降、米軍北部訓練場周辺では、県道７０号線上で低速走行等をしていた抗議参加者車両に警察官が停止を求めた際、急発進して警察官を引きずり転倒させる公務執行妨害事件（乙１「報告書」６頁第２の２の(1)、乙５の１ご参照）や、一旦停止したが急発進させて警察官を驚愕させ後方に退避させた公務執行妨害事件（乙１「報告書」７頁第２の２の(3)、乙５の３ご参照）等が発生していたところ、原告に対応していた警察官らは、同日早朝から北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動と、原告の挑発的な態度や発言等を踏まえ、原告が当該車両を急発進させるなど公務執行妨害等に至るおそれがあるとして、証拠保全の必要性及び緊急性から、原告車両を留め置いた本件措置の状況を車外からビデオカメラで撮影している。

よって、本件措置については、犯罪の発生等が予測される中、車両内の原告自身を撮影したのではなく、原告車両全体の状況を撮影

したものであり、そのプライバシーを著しく侵害するものとはいえず、撮影する必要性及び緊急性があり、また、その正当性及び相当性が認められる警察法第２条第１項に規定する警察の責務に基づく適法・適切な措置である。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし⑥ご参照）

４　同「第４　沖縄県、沖縄県公安委員会の重大な責任」について。

(1)　同１について。

①　同１行目「１　原告の」から２行目「行為である。」までについて。

ア　否認ないし争う。

イ　平成２８年１１月３日に行った本件措置は、平成２８年７月１１日以降、抗議参加者らによる危険かつ違法な抗議行動が繰り返されている状況等の中、同日早朝からの北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置である。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

②　同３行目「他府県警察官は、」から５行目「繰り返している。」までについて。

ア　否認ないし争う。

イ　県警察は、警察法第２条第１項に規定する「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務に照らし、北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険か

つ違法な抗議活動の状況等を踏まえ、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき「抗議参加者を含む関係者の安全」と「住民生活への影響」に最大限配慮した適法・適切な措置を講じているものであり、原告の「暴行、暴言行為を繰り返し」や「なりふり構わない弾圧行為」との主張は事実を著しく歪曲したもので、極めて不当である。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

(2)　同２について。

不知。

(3)　同３について。

①　否認ないし争う。

②　沖縄県警察では、沖縄県公安委員会の管理の下、米軍北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき「抗議参加者を含む関係者の安全」と「住民生活への影響」に最大限配慮した適法・適切な警備活動を行っているものである。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

③　沖縄県公安委員会が、東京都公安委員会等６都府県に行った援助の要求は、沖縄県内における米軍基地移設工事等に伴い生ずる各種警備事案への対応のためであり、原告の「と称して」との主張は当たらない。

5　同「第５　賠償請求」について。

(1)　同１について。

①　同１行目「原告は、」から５行目「２時間以上に渡って、」までについて。

ア　特に争わない。

イ　なお、被告沖縄県としては、原告の留め置きは、平成２８年１１月３日午前１１時４０分頃から同日午後１時５０分頃までと認識している。

②　同５行目「違法に車両内に」から７行目「受けたものである。」までについて。

ア　否認ないし争う。

イ　本件措置は、同日早朝からの北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置である。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

ウ　また、原告に対し警視庁警察官は、「歩いて向こうに行く意思はありますか。」と申し向けたが、原告は「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうがそんな馬鹿なことはしません。停止には従います。」と述べ、そのまま留め置きに応じている。

その後、午後零時５５分頃と午後１時３５分頃にも、同警察官は、原告に「Ｕターンするか歩いて行くことはできないか」旨申し向けたが、原告は「車両で向こうにいく」旨述べ、そのまま留め置きに応じており、当該警察官から、Ｎ１入口に向かうならば徒歩による移動を、

車両による移動ならばUターンできる旨等を申し向けられているが、原告はいずれの時点においても、身分やその理由等を明らかにすることなく、自らの意思で、そのままの状態を維持している。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし⑥ご参照）

エ　本件措置における警察官による抗議行動の状況等の撮影については、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に基づく適法・適切な措置である。

(ｱ)　最高裁判所判例（昭和44年12月24日、最高裁判所刑事判例集23巻12号1625頁）は、「警察官による個人の容貌等の写真撮影は、現に犯罪が行われもしくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性および緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、憲法１３条・３５条に違反しない。」としている。（乙１６の１ご参照）

(ｲ)　また、東京高等裁判所裁判例（昭和63年４月１日、東京高等裁判所(刑事)判決時報39巻１～４号８頁）は、「最高裁判例（上記(ｱ)）は、その具体的事案に即して警察官の写真撮影が許容されるための要件を判示したものにすぎず、この要件を具備しないかぎり、いかなる場合においても、犯罪捜査のための写真撮影が許容されないとする趣旨まで包含するものではないと解するのが相当であって、当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があり、かつ、その撮影、録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われるときには、現に犯罪が行われる時点以前から犯罪の発生が予測される場所を継続的、自動的に撮影、録画することも許されると解すべきである。」としている。（乙１６の２ご参照）

(ｳ)　本件においては、平成２８年７月１１日以降、米軍北部訓練場周

辺では、県道７０号線上で低速走行等をしていた抗議参加者車両に警察官が停止を求めた際、急発進して警察官を引きずり転倒させる公務執行妨害事件（乙１「報告書」６頁第２の２の(1)、乙５の１ご参照）や、一旦停止したが急発進させて警察官を驚愕させ後方に退避させた公務執行妨害事件（乙１「報告書」７頁第２の２の(3)、乙５の３ご参照）等が発生していたところ、原告に対応していた警察官らは、同日早朝から北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動と、原告の挑発的な態度や発言等を踏まえ、原告が当該車両を急発進させるなど公務執行妨害等に至るおそれがあるとして、証拠保全の必要性及び緊急性から、原告車両を留め置いた本件措置の状況を車外からビデオカメラで撮影している。

よって、本件措置については、犯罪の発生等が予測される中、車両内の原告自身を撮影したのではなく、原告車両全体の状況を撮影したものであり、そのプライバシーを著しく侵害するものとはいえず、撮影する必要性及び緊急性があり、また、その正当性及び相当性が認められる警察法第２条第１項に規定する警察の責務に基づく適法・適切な措置である。（乙１「報告書」２３頁第４の３の(2)の②ないし⑥ご参照）

(2)　同２について。

①　否認ないし争う。

②　本件措置は、同日早朝からの北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置である。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご

参照）

③　また、午後零時１５分頃、原告に対し警視庁警察官は、事前に沖縄県警察よる、車両ではなく徒歩ならば悪質な妨害行為までには至らず、仮に妨害行為に及んでも周辺に配置されている警察官で対応は可能であるとの判断の下、抗議参加者が乗車する車両と判明した場合には、同人を車両から降車させ徒歩にてＮ１入口に向かわせるか、又は車両をＵターンさせ迂回させる措置をとるよう指示されていたことから、「歩いて向こうに行く意思はありますか。」と申し向けたが、原告は、身分やその理由等を明らかにすることなく、「ありません。私が飛び出したところを狙っているんでしょうがそんな馬鹿なことはしません。停止には従います。」と述べ、そのまま留め置きに応じている。

④　その後、午後零時５５分頃と午後１時３５分頃にも、同警察官は、原告に「Ｕターンするか歩いて行くことはできないか」旨申し向けたが、原告は、身分やその理由等を明らかにすることなく、「車両で向こうにいく」旨述べ、そのまま留め置きに応じている。

⑤　以上のとおり、原告は、当該警察官から、Ｎ１入口に向かうならば徒歩による移動を、車両による移動ならばＵターンできる旨等を申し向けられているが、原告はいずれの時点においても、身分やその理由等を明らかにすることなく、自らの意思で、そのままの状態を維持しているのであり、原告の主張は当たらない。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

(3)　同３について。

①　否認ないし争う。

②　本件措置は、同日早朝からの北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定

する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置であり、賠償請求は不当である。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

(4)　同４について。

①　否認ないし争う。

②　国家賠償法第１条第１項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。」と規定し、「公務員の職務執行行為が違法である」ことを要件事実としているが、本件措置は、同日早朝からの北部訓練場周辺における抗議参加者らの危険かつ違法な抗議活動の状況等を踏まえ、警察法第２条第１項に規定する警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置であり、賠償請求は不当である。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

６　同「第６　結語」について。

(1)　同１について。

ア　否認ないし争う。

イ　本件措置は、同日早朝から抗議参加者により工事車両が出発する国頭村在の採石場のほか、国道５８号や沖縄県道７０号線の道路上など米軍北部訓練場ヘリパッド移設工事に係る工事車両が通行する様々な場所で、

同工事車両の通行を妨害するため、低速走行、二重駐車、車両前への飛び出し、県道上での集会・座り込み等の危険かつ違法な抗議活動が繰り返し行われていた状況等を踏まえ、原告車両をそのまま通過させた場合には、工事車両等に対して何らかの妨害行為を敢行するおそれがあると判断し、警察法第２条第１項に規定する「個人の生命・身体・財産の保護」、「犯罪の予防、鎮圧」、「公共の安全と秩序の維持」という警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止等のため、警察法第２条第１項及び警察官職務執行法第５条に基づき行った適法・適切な措置であり、賠償請求は不当である。（乙１、乙２、乙３の１ないし６、乙４の１ないし４、乙５の１ないし１１、乙６の１ないし５、乙７の１ないし２、乙８の１ないし２、乙９の１ないし２、乙１０、乙１１、乙１２の１ないし２、乙１３、乙１４、乙１５の１ないし４、乙１６の１ないし２ご参照）

以上